令和６年度第９回

南国市農業委員会議事録

令和６年１２月２日（月）

令和６年度第９回農業委員会議事録

日　時　令和６年１２月２日（月）　午後１時３０分～午後２時２０分

場　所　南国市役所　４階　大会議室

議　題

（１）　農地法第３条の規定による許可申請の件

（２）　農地法第４条の規定による許可申請の件

（３）　農地法第５条の規定による許可申請の件

（４）　南国市農用地利用集積計画の件

（５）　農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定に基づく要請について

議案外

（１）　農地法第３条の３の規定による届け出の件

（２）　農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知の件

（３）　使用貸借の合意解約通知の件

（４）　農地法第４条第１項第６号の規定による転用届出の件

（５）　非農地証明願いの件

出席者（農業委員　１７名）

会長　濵田　好典　　第一副会長　池　正人　　第二副会長　鈴木　郁馬

１番　金田　善充　　２番　山本　修平　　４番　杉本　和繁　　５番　髙芝　澄生

６番　末政　隆一　　７番　楠瀬　理枝　　８番　武市　忠雄　　１１番　植野　永子

１２番　松岡　清　　１３番　今井　まち　　１６番　平田　修三　　１７番　垣内　育男

１８番　田岡　崇　　１９番　森尾　晴代

欠席者（農業委員　　２名）

１４番　窪田　理佳　　１５番　山本　桂

出席者（農地利用最適化推進委員　９名）

３番　門田　俊一　　４番　筧　和幸　　５番　和泉　依　　６番　門田　理博

７番　利岡　邦彦　　９番　武市　憲雄　　１３番　武内　俊暁　　１４番　中村　和雅

１５番　岡田　廣志

欠席者（農地利用最適化推進委員　８名）

１番　西本　良平　　２番　齋藤　喜美子　　８番　西岡　祐三　　１０番　北原　章吾

１１番　山北　泰司　　１２番　北村　一弘　　１６番　橋詰　昌明　　１７番　井上　丈夫

出席職員

事務局長　　弘田　明平　　次長兼係長　　清岡　さゆり

主　　査　　穂積　孝昌

議事録署名委員

５番　髙芝　澄生　　６番　末政　隆一

会長	ただいまから第９回定例総会を始めます。議案第１号、農地法第３条権利移動申請許可申請について下記の通り受理しましたので、農地法第３条第１項の規定により許可してよろしいか審議を願います。令和６年１２月２日、南国市農業委員会、会長、濵田好典。申請受理件数９件。申請受理面積、田 10,496 ㎡、畑 3,485 ㎡、計 13,981 ㎡。まず初めに受付番号７９号は田岡委員が代理申請人となっておりますので、先に審議を行います。議事参与の制限により退室をお願いします。 （田岡委員　退室） 事務局、説明をお願いします。
清岡次長	議案第１号、農地法第３条権利移動許可申請について説明いたします。受付番号７９号です。譲受人は７２歳。申請地は、三畠の畑 297 ㎡、贈与による所有権移転です。譲渡人からの要望で、自宅の隣で耕作に便利なため取得します。譲受人は今回初めての農地取得となるため、営農計画書が提出されています。譲受人は、これまでの農地を借りて耕作をしており、トラクターを所有しています。農作業歴は４０年です。農作業には、本人と夫が従事します。取得後は、野菜を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。７９号については以上です。
会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 （質問・意見なし） ないようでございますので、農地法第３条第１項の規定により許可してよろしいでしょうか。 （「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり） はい。そのように取扱いをいたします。 （田岡委員　入室） 事務局、残りの案件をお願いします。
清岡次長	受付番号６３号です。本件は、１０月の委員会に上程するために申請を受付をしておりましがた、譲受人の所有地が全部効率耕作要件に抵触していたため、是正対応をしており、今回是正が完了したため、あらためての上程になります。譲受人は２名で、８６歳と７５歳の夫婦です。申請地は、岡豊町吉田の田 833 ㎡、贈与による所有権移転です。かなり昔から、耕作利便のために土地を交換しており、登記の名義人と事実上の所有者が違っているため、実情に合わせるために取得します。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、草刈り機などを所有しており、農作業歴は１０年です。農作業には、夫婦で従事します。取得後は、これまで通り文旦、ラズベリーなどを作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。６３号については以上です。 受付番号７５号です。譲受人は４５歳。申請地は、十市の畑、3,188 ㎡、売買による所有権移転です。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は４年です。農作業には、本人が従事します。取得後は、ネギを作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。７５号については以上です。

	受付番号７６号です。譲受人は５６歳。申請地は、大埔の田２筆で、計998㎡、売買による所有権移転です。譲受人は市外で耕作をしておりますが、南国市では初めての農地取得となりますので、営農計画書が提出されています。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は２７年です。農作業には、本人と妹が従事します。取得後は、ニラを作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。７６号については以上です。 受付番号７７号です。譲受人は３４歳。申請地は、三畠の田４筆で、計7,420㎡、売買による所有権移転です。県外に住む譲渡人から売買の話があり、規模拡大のため取得します。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は２０年です。農作業には、本人と母と弟が従事します。取得後は、これまで同様、水稲を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。７７号については以上です。 受付番号７８号です。譲受人は５１歳。申請地は、久枝の田、1,057㎡、県外に住む譲渡人からの要望で、贈与による所有権移転です。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は２０年です。農作業には、本人と母が従事します。取得後も、これまで同様、水稲を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。７８号については以上です。 受付番号８０号です。譲受人は７１歳。申請地は、里改田の田47㎡、受付番号８１号との交換による所有権移転です。以前から耕作利便のために土地を交換しており、登記簿上の名義人と現実の所有者が相違しているため、今回現状に合わせて、交換取得します。面積が47㎡と11㎡との交換で、面積が違いますが、その差36㎡については、宅地で交換することになっているようで、これについては、議案外報告の第５号、非農地証明で出てきておりますので、申し添えさせていただきます。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、機械を所有していないため、田植えなどは作業委託します。農作業歴は１０年です。農作業には本人が従事しています。取得後は、これまで同様、水稲を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。８０号については以上です。 議案書６ページ、受付番号８１号です。譲受人は６２歳。申請地は、里改田の田 11㎡、受付番号８０号との交換による所有権移転です。以前から耕作利便のために土地を交換しており、登記簿上の名義人と現実の所有者が相違しているため、今回現状に合わせて、交換取得します。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、機械を所有していないため、田植えなどは作業委託します。農作業歴は１８年です。農作業には本人が従事しています。取得後は、これまで同様、水稲を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。８１号については以上です。 受付番号８２号です。譲受人は６２歳。申請地は、岡豊町笠ノ川の田、130㎡、県外に住む譲渡人からの要望で、売買による所有権移転です。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は４０年です。農作業には、本人が従事します。取得後は、柚子、ヤマモモを作るため、

	周辺の農地に影響を与えることはないということです。８２号については以上です。なお、現地確認の担当委員からは、受付番号７６号は住宅街でのニラの露地栽培になるため、臭いなどに注意するよう意見をいただきましたので、その旨、代理人を通して譲受人に伝えており、十分配慮して耕作するとの返事をいただいております。それ以外の案件については、周辺農地への影響はないとの意見をいただいております。以上ご審議よろしくお願いします。
会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 （質問・意見なし） ないようでございますので、農地法第３条第１項の規定により許可してよろしいでしょうか。 （「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり） はい。そのように取扱いをいたします。続きまして議案第２号、農地法第４条の規定による許可申請について、農地法第４条の規定による許可申請を下記のとおり受理しましたので、農地法第４条第３項の規定による意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和６年１２月２日、南国市農業委員会会長、濵田好典、申請受理件数１件。申請受理面積、田０㎡、畑０㎡、外194.56㎡、計194.56㎡。事務局説明をお願いします。
穂積主査	受付番号７号を説明します。議案書は８ページ、別紙位置図は２ページをお願いします。申請地は２筆で、稲生の登記雑種地及び宅地、現況は２筆とも畑、合計194.56㎡、自己所有地を住宅へ転用する計画です。申請人によりますと、自己所有地で周囲の同意が得ることができることから本申請に至ったとのことです。農地区分は10ha以上の集団農地に属するため第１種農地に該当し、原則転用許可のできない農地ですが、不許可の例外である集落接続に該当するため立地基準を満たします。土地利用計画図は別紙３ページです。配置は図の通りです。造整、整地計画は特になく、表層をならす程度です。進入計画は南側市道から。排水計画については、自然浸透及び西側水路に放流、汚水は浄化槽を経由し西側水路に放流する計画で、地元より排水に問題ない旨の意見を得ており、市の排水同意を取得済みです。周囲の状況については、東側宅地、西側水路を挟み宅地、南側市道、北側同意のある農地であり、周辺農地所有者から同意書を取得しており、被害防除措置は不要と判断しております。他法令については、開発許可の許可見込があること、排水管設置のための占用許可を取得済みであることを確認しております。説明は以上です。
会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 （質問・意見なし） ないようでしたら、許可相当という意見を付け高知県知事に送付してよろしいでしょうか？ （「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり） はい。そのように取扱いをいたします。次に議案第３号、農地法第５条権利移動許可申請について、農地法第５条の規定による許可申請を下記のとおり受理しましたので、

	農地法第５条第３項の規定による意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和６年１２月２日、南国市農業委員会、会長、濵田好典。申請受理件数２件。申請受理面積、田 10,180 ㎡、畑０㎡、計 10,180 ㎡。まず初めに受付番号２０号は池副会長が関連する案件ですので先に審議を行います。議事参与の制限により退室をお願いします。 （池副会長　退室） 事務局説明をお願いします。
穂積主査	受付番号２１号です。議案書は１０ページ、位置図は別紙６ページです。申請地は前浜の田、１２筆計 8,809 ㎡、賃借権を設定して砂利採取を行う一時転用です。申請地の選定理由は、大型ダンプが出入り可能な場所に位置し、土地の所有者から同意を得られているためとのことです。申請地の農地区分は、農用地区域内の農地であり、原則転用許可ができませんが、農地法施行令第１１条第１項第１号に該当する一時転用であるため、例外的に立地基準を満たします。つづいて土地利用計画について別紙７ページをお願いします。配置は図の通りで、採取区域の周囲にはバリケード、安全ロープを設置し、安全対策を行います。造成計画については、掘削した表土を申請地内で分散して保管。採取後は採取前の高さと同じになるよう埋め戻しをする計画です。進入計画は、南側の市道から。排水計画については地下浸透で、地元の土地改良区から問題ない旨の意見書の提出があります。周囲の状況については、周囲を農地で囲まれておりますが、一部同意書の取得ができなかったとのことで、被害防除計画書の提出があります。当日配布資料の５ページをお願いします。地元委員の武内委員及び現地確認を行った委員からは、被害防除計画書の内容に問題はないと意見を頂いております。他法令については砂利採取法の許可見込み有と確認しております。説明は以上です。
会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 （質問・意見なし） ないようでございますので、農地法第５条第３項の規定による意見書を付け高知県知事に送付してよろしいでしょうか。 （「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり） はい。そのように取り扱いをいたします。 （池副会長　入室） 事務局、残りの説明をお願いします。
穂積主査	受付番号２０号です。議案書は１０ページ、別紙は４ページです。申請地は前浜の田 1,371 ㎡、貸借権の設定により現場事務所への一時転用です。なお、本案件の申請地は既に転用されており、違法状態の是正申請となっております。申請人は令和５年９月頃より当該地を現場事務所として利用していたとのことです。申請人より提出のある始末書と、現地の写真を当日資料に載せてありますので２ページ及び３ページのご確認をお願いします。申請地の農地区分については、いずれの農地区分にも属さないその他２種農地に該当するため立地基準を満たすものと考えます。続いて土地利用計画図の説明に移ります。こちらは、図面の差し替えの提出がありましたので、当日配布資料の４ペー

	ジをお願いします。配置は図の通りです。造成計画は特になし。整地計画は農地の上に砕石シートを敷き、その上に砂利を敷いております。進入計画は東側市道から。排水計画については全面自然浸透で、地元の土地改良区から問題ない旨の意見書の提出があります。周囲の状況については、東側申請人所有地、西側市道、南側宅地、北側市道となっており被害防除措置は不要と判断しております。他法令については開発許可不要と確認しております。受付番号２０号の説明は以上です。
会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 （質問・意見なし） ないようでございますので、農地法第５条第３項の規定による意見書を付け高知県知事に送付してよろしいでしょうか。 （「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり） はい。そのように取り扱いをいたします。つづきまして議案第４号、南国市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、下記の計画で差し支えないか審議願います。令和６年１２月２日、南国市農業委員会、会長、濵田好典。まず初めに、受付番号１８７号は私の案件ですので先に審議を行います。議事参与の制限により退室しますので、池副会長司会をお願いします。 （会長　退室）
池副会長	事務局説明をお願いします。
清岡次長	議案第４号農用地利用集積計画について説明します。議案書３２ページ、１８７号です。借人は、６４歳。申請地は岡豊町中島の田で、１０年の賃貸借権を更新して、水稲を作るというものです。賃料は、１０ａあたり米４５kg相当の金額を振込するというものです。説明は以上です。ご審議お願いいたします。
池副会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 （質問・意見なし） ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 （「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり） はい。そのように取扱いをいたします。 （会長　入室）
会長	次に受付番号１７０号と１８２号は池副会長の案件ですので先に審議を行います。議事参与の制限により退室をお願いします。 （池副会長　退室） 事務局、説明をお願いします。
清岡次長	議案書２２ページの受付番号１７０号と、議案書３０ページ、受付番号１８２号は、借人が同じため、まとめて説明します。借人は、６０歳。申請地は前浜の田計５筆で、いずれも５年の賃貸借権で、１７０号が新規設定、１８２号が更新で、水稲を作るというものです。賃料は、１７０号が１筆で米１２０kgを物納、１８２号が１０ａあたり10,000円を現金で支払うというものです。説明は以上です。ご審議お願いいたします。

会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 （質問・意見なし） ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 （「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり） はい。そのように取扱いをいたします。 （池副会長　入室） 次に受付番号１８９号は金田委員の案件ですので先に審議を行います。議事参与の制限により退室をお願いします。 （金田委員　退室） 事務局、説明をお願いします。
清岡次長	議案書３３ページ、１８９号です。借人は、４８歳。申請地は、岡豊町八幡の田１筆と、国分の田畑７筆で、３年の賃貸借権を更新して、水稲を作るというものです。賃料は、８筆で米４２０kg相当の金額を現金と物納で支払うというものです。説明は以上です。ご審議お願いいたします。
会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 （質問・意見なし） ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 （「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり） はい。そのように取扱いをいたします。 （金田委員　入室） 事務局、残りの説明をお願いします。
清岡次長	議案書１３ページに戻っていただきまして、受付番号１５６号と１５７号は借人が同じため、まとめて説明します。借人は、３６歳。申請地は三畠の田計２筆で、５年の賃貸借権を設定して、野菜を作るというものです。賃料は、１０ａあたり8,000円を振込するというものです。議案書１４ページ、１５８号と１５９号は借人が同じため、まとめて説明します。借人は、農地所有適格法人です。申請地は、稲生の田計２筆で、５年の賃貸借権を設定して、水稲を作るというものです。賃料は、１０ａあたり5,000円を振込するというものです。 １６０号です。借人は、４４歳。申請地は、岡豊町小篭の田で、４年9か月の賃貸借権を更新して、野菜を作るというものです。賃料は、１０ａあたり10,000円を振込するというものです。 １６１号です。借人は、４１歳。申請地は、立田の田で、５年の賃貸借権を更新して、野菜を作るというものです。賃料は、１０ａあたり約8,666円を振込するというものです。議案書１６ページ、１６２号です。借人は、農地所有適格法人です。申請地は、稲生の田で、５年の使用貸借権を設定して、水稲を作るというものです。 １６３号です。借人は、７４歳。申請地は、三畠の田４筆で、１０年の使用貸借権を設定して、水稲を作るというものです。 １６４号です。借人は、７６歳。申請地は、岡豊町中島の田で、５年の使用貸借権を

	更新して、水稲を作るというものです。 次が受付番号１６５号ですが、お送りしておりました議案書が印刷ミスで、１８ページと１９ページの間のページが滑落しておりますので、１６５号からは、机の上に配布しております議案でご確認をお願いいたします。申し訳ありません。それでは、１６５号から１６８号までは、借人が同じため、まとめて説明します。借人は、５９歳。申請地は、田村の田計５３筆で、１６５号が１５筆、１６６号が１４筆、１６７号が２２筆、１６８号が２筆です。いずれも５年の使用貸借権を更新して、水稲を作るというものです。それでは、もとの議案書のほうに戻っていただきまして、議案書２２ページ、ここからは相対の利用権設定になります。 １６９号です。借人は、５５歳。申請地は、蔵福寺島の田７筆で、１年の賃貸借権を設定して、水稲を作るというものです。賃料は、７筆で76,000円を現金と物納で支払うというものです。 １７０号は審議済みですので、１７１号です。借人は、２９歳。申請地は、久枝と前浜の田計１３筆で、５年の賃貸借権を設定して、水稲を作るというものです。賃料は、１０ａあたり米３０kgを物納するというものです。 議案書２４ページ、１７２号です。借人は、５０歳。申請地は、十市の田で、５年の賃貸借権を設定して、水稲を作るというものです。賃料は、１０ａあたり米３０kgを物納するというものです。 １７３号です。借人は、７２歳。申請地は、上野田と包末の田４筆で、５年の賃貸借権を設定して、水稲を作るというものです。賃料は、１０ａあたり米６０kgを物納するというものです。 １７４号です。借人は、５０歳。申請地は、篠原の田１０筆で、１０年１か月の賃貸借権を設定して、水稲を作るというものです。賃料は、１０ａあたり米６０kg相当の金額を振込するというものです。 議案書２６ページ、１７５号、１７６号、１７７号は、借人が同じため、まとめて説明します。借人は、３０歳。申請地は、十市の畑計３筆で、いずれも１０年の賃貸借権を設定して、ニラを作るというものです。賃料は、１７５号と１７６号が１筆で5,000円を現金で、１７７号が１筆で80,000円を振込で支払うというものです。 議案書２８ページ、１７８号です。借人は、農地所有適格法人です。申請地は、岡豊町小篭の田３筆で、５年の賃貸借権を更新して、水稲を作るというものです。賃料は、１０ａあたり10,000円を振込するというものです。 １７９号です。借人は、農地所有適格法人です。申請地は、上末松の田４筆で、５年の賃貸借権を更新して、ニラを作るというものです。賃料は、１０ａあたり50,000円を現金で支払うというものです。 １８０号、１８１号は、借人が同じため、まとめて説明します。借人は、６９歳。申請地は、前浜の田　計２筆で、５年の賃貸借権を更新して、水稲を作るというものです。賃料は、１０ａあたり米６０kg相当の金額を現金で支払うというものです。 １８２号は審議済ですので、議案書３０ページ、１８３号です。借人は、４３歳。申

	請地は、篠原の田２筆で、５年の賃貸借権を更新して、オクラを作るというものです。賃料は、１０ａあたり米６０kg相当の金額を現金で支払うというものです。 １８４号です。借人は、４６歳。申請地は、下末松の田で、５年の賃貸借権を更新して、水稲を作るというものです。賃料は、１０ａあたり米６０kg相当の金額を現金で支払うというものです。 １８５号です。借人は、６５歳。申請地は、陣山の田で、５年の賃貸借権を更新して、水稲を作るというものです。賃料は、１０ａあたり米３０kgを物納するというものです。 議案書３２ページ、１８６号です。借人は、４７歳。申請地は、大埇の田で、５年の賃貸借権を更新して、水稲を作るというものです。賃料は、１０ａあたり米６０kgを物納するというものです。 １８７号は審議済みですので、１８８号です。借人は、５７歳。申請地は、里改田の田で、１０年の賃貸借権を更新して、水稲を作るというものです。賃料は、１０ａあたり米３０kgを物納するというものです。 １８９号は審議済みですので、議案書３４ページ、１９０号です。借人は、６２歳。申請地は、下末松の田で、３年の賃貸借権を更新して、水稲を作るというものです。賃料は、１筆で 12,000 円を現金で支払うというものです。 １９１号、１９２号は、借人が同じため、まとめて説明します。借人は、２７歳。申請地は、植田の田計２筆で、いずれも２０年の使用貸借権を設定して、ピーマンを作るというものです。 １９３号です。借人は、７１歳。申請地は、国分の田畑３筆で、５年の使用貸借権を更新して、野菜を作るというものです。以上が農用地利用集積計画の説明になります。ご審議お願いします。
会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 （質問・意見なし） ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 （「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり） はい。そのように取扱いをいたします。つづきまして、議案第５号、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定に基づく要請について、下記の通り要請してよいか審議を願います。令和６年１２月２日、南国市農業委員会会長、濵田好典。事務局、説明をお願いします
清岡次長	はい。議案第５号は、公社が借り手に貸し付ける行為、再配分をすることを、利用促進計画として公社に要請するというものになります。議案書３８ページ、１２号、１３号は借人が同じため、まとめて説明します。借人は、５０歳。申請地は、田村の田　計４筆です。期間は１２号が令和１１年５月８日まで、１３号が令和１５年４月８日までの賃貸借権を設定して、水稲を作るというものです。賃料は、１２号が１０ａあたり約 9,000 円、１３号が 10,000 円を振込するというものです。以上、ご審議お願いいたします。
会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。

	（質問・意見なし） ないようでございますので承認してよろしいでしょうか。 （「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり） はい。そのように取扱いをいたします。以上で議案は終了です。議案外はお目通しください。 （午後２時２０分終了）

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

令和 6 年 12 月 19 日

会　　長　濱田好典

議事録署名委員　高芝登生

議事録署名委員　末政隆一